

資料提供
令和3年5月17日
担当：広島県対策本部
直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月15日(土)及び16日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が31例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内8411～8441例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【発生数】 5市4町で、10歳未満～80代 計31人
- 【症状等の度合】 軽症25、症状なし6
- 【入院等の状況】 入院中0、宿泊療養中3、調整中28
- 【他事例との関連】 濃厚接触者9、接触あり7、調査中15
- 【県外往来等※】 あり6

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市		2	2			2	1				7
海田町			1	1			2				4
東広島市	1	1	6	1	1			1	1		12
尾道市		1					1				2
熊野町			1								1
大竹市								1			1
坂町	1										1
府中町			1								1
庄原市			1			1					2
合計	2	4	12	2	1	3	4	2	1		31

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。